# 水鏡

中

曽4
775
96

曾4
門 773
勝 96

# 水鏡卷中


卅二 敏達天皇
卅四 崇峻天皇
卅六 舒明天皇
卅八 孝德天皇 大化五 白雉五
四十 天智天皇
四十二 持統天皇 朱鳥八 大化二
四十四 元明天皇 和銅七
四十六 聖武天皇 神亀五 天平廿
卅三 用明天皇
卅五 推古天皇
卅七 皇極天皇
卅九 齊明天皇
四十一 天武天皇 朱雀一 白鳳十三 朱鳥一
四十三 文武天皇 大宝三 慶雲四
四十五 元正天皇 霊亀二 養老七
四十七 孝謙天皇 天平勝宝八 天平宝字二

第廿二　敏達天皇　十四年崩　年廿四
葬河内国磯長中尾陵

はつさうの山門敏達天皇とゝもきゝ欽明天皇ゝ第二の子
御母宣化天皇女石姫皇后也欽明天皇乃世十九年
甲戌正月ゝ東宮ゝさゝ位ゝ壬辰の年四月三日位
ゝはつさ位ゝ世をさり給ふ十四年ゝりゝ月
一日ゝ聖徳太子ハむまれ給ひ十九年用明天皇ハ
山門の御ゝをくにくいまゝ皇子とゝもゝりゝ山
母ゝやはうちをあうゝ御ゝ位ゝなゝひしゝふむ乃
屋のまゝゝて山ゝよいさゝかゝ御ゝくゝ也給ふ事を
をくてふゝろゝむまれ給ひなゝひしゝなりゝ月ゝ
十二月ゝ御ゝあゝゝ世給ひし人ゝいゝそゝ乃ゝさき

やうをそなへつくりてあくまをはらひ
のしとかくまうけして御殿のうちをてらし御門
あをしとなづけ百くの行幸のときこれをこと
ひかせたまふ　あるいはつるぎうつるをうちの天皇のうち光仁く
かうやの寺をはつあさまし　とはばして角ぐまいおと
をゆしさ人なりとぞ人くあはのくにの国つ宮
まなりのしうじ物のよくはさまひさまをも
しに五月ときはえはるを鑒ちかうすのふ
物ふうきてたくまうりうをかりてもべ
しとものがえぬるゆをはりとなりぐの王
うやゆし人のあり　ひとりうちふをきてうつ

ちうくよりんをうしてうのみぐき事をそ伝を
しに御門めぐはをそのを玉いはまへちうく
はをゆ修へさまをゆ行ぐはき二年とう二月
十五日聖法をうひぐしをむひくをれをありせ
て南無仏とをひさ四年二ようそいかり法も
しに三年三月三日又乃ちうぐ聖徳太子をあり
角てまつりて仏ぐ紀法へのしふんぐかばく
おくしきを後ぬくに七月日をもぐはまてそのうつ
つぐう世法ぬぐうしかを文乃うちの女房をち祝を
かりとあうそひぐ紀をそまつり伝をき六年十
月ゆ中しに小百済國より経論又あまくけうを伝へ

まことたるおもむきを見給へしかば
四つのおもてをとゝのへたまへる
の衛山よりはじめ仏教を見給へ
をこそまうりく給へ給へば見給へ
引出とゝ給ひしうで四門のさかひ
てをんぢい六宗よりはじめいつの
しるしの給ふべく給へかど太子さの世の
事はおぼえ給へとゝ申給ひ四門とは
てまうりくきく人をとうちあさみやき法華経い
おもしろう給へりをとゝうをたりしに七年と
申し給へ太子よ給づれ弥陀をひきて見給ひて

六月月は梵天帝釈おりくるとゝ給ひ国乃政とん
給ふ日也とのゝ教をおもうをもあ給へとゝ申給へう
で宣旨をくゝ給ひきおもし太子七歳をもう給へ
しに八年とゝ申し十月よ新羅より釈迦仏をわたし
をそまつりしば四門よりつよひ給ひて供養したて
まつりき山階寺乃東金堂をおもしまたもの仏也
十二年とゝ申し七月よ百済国より日羅とゝ人来
まうきたるあひ給もく拘がりをし給ひ給へ
日羅申より光をはなちてをそをたてまつる
とゝ敬礼救世観世音傳燈東方栗散王とゝ記太子
又眉間より光をとゝれり太子なまひきゝて人くゝ

の法ひさわをむすびとゝのへしまつりて聖徳太子
をもてあがめしものなり仏法ひろまりきてまつり
しかりてかくあらそふ者ども世のうらみ
をかうぶる大臣まつりごとをたすけ
やがて九月に百済国より石をもて仏をつくる弥勒を
もてまつりて蘇我馬子の大臣堂にはこ
ぶをもて元興寺にをさめまつる仏
法十三年十二月に守屋の大臣滅ぶ
く先帝の御時より今にいたるまで世中のやまひ
なきことをこれ大臣仏法をおこすゆゑ
なるべしとやいかで仏法をとゝのふべきよし宣

旨をくだしまつる守屋の大臣ゆきむかひて堂塔
をやきたをし仏像をなげうしなひ火をつけくや
き焼きものとなしたまひしかども
ゆゑなくして如法の雨ふりて風ふきたつし守
屋もまたほろびぬ天下ようやくおこる
て命をとゝのふるもの多くなりぬ
をやきなげくこゝにすんなる仏像をやた
しはらふもあるべしやまふおこれりしかば六月に
蘇我の大臣病ひさしくいたりて三寶をあがめ
てまつりむとやさしかりけんぢひろおこ
なひてのくまいせしかどもよろこびて又堂塔を

はりき仰法いとれなりやうくひつまりそこぬ
ぬしすりかくて八月十五日より出川々せき塞ひ
まれおの出河そうおばえ仰りたりの重田をつ
くりなのありき家よりうく田の水まりせんとせ
し程より仰より祈りしりて水おちさう
きりいりくありし程ようはまへよりづちねちよ
きをかくらおきれきみのごせし山たこすき
とりくうたんとせしばりづちれをち塞
きるなるをとりしばしば山をむくわんといひあ
たりおいくるおい事まて恩をむくふべきぞと
いむきいりづちこへくいくく御ようをまうけき

せくうれて恩をむくひんわをくれ水あを
はりくあをいまて行のをうべくきみやら
よあくまいひかぶをのこりげちりりふが
くまてあくはいりづちをえてれいち
うくへのりまきを塞おあぐを御うきてきむ
まれくおくらかくをれりくべをまくひてお
かりぬうかぐりかくよりぐまりきう十よおか
て方くたりりとなりけきこのくい元真寺者僧
よはりくはをのちれかりりきだうよ鬼あを
あ祈ぐふりあつくくをくひちをはちちい
鬼はくをおりをををぐめてんくひうぐち

の傍にとよりてひとすみやかにぐもべきようを
ちく免て其夜より初りてくるとしの春はきだりよ
のぼりて鐘をうり初て主人のごとく思きれ刀
ろいれかのうちにうつくしなる男いさぐはん
とてまつうちへ引いまんとなる程よ数ぐ物
よあけかんと欲思ちとびくかつぎいとをうちはを
してあけうりぬ数あけてちなぐつよてのとめ
うどうはなかつくりなりはなれくかん無く
まり伝をしむしんあり人とうけのうし
ニの地を人れくりうりあとぐ人くゆ
あひしうしをなる人をまの物を事伝ごりき鬼

の嫁を寶船よれさめくいまぐ伝めりこれをふ
ねくふなりくりをひちを伝りき寺北田とたく
ろく水をのうせんとしてくれて人くはまけて
をいまさをざりしうで十余人ぐりしてるひ川
ぐきかどのちぐうを作くるくちよたてく
うをと人くぬきてちてあうぐさ男又者人
してむく石をうくあれ人の田れ水ひとをて
あをち田よ入しかで人くをうをそれあそのの
うれうをふさぐなりうきかくく寺田やくこと
なうしぐちを伝はは男法師まなる事をの
引してき世の人道場法師ごりし

## 第卅三 用明天皇

二年崩 葬二大和國磐余池上陵

次の御門用明天皇と申き欽明天皇乃第二の御子にして母大臣蘇我宿禰稲目女妃堅塩姫と己巳年九月五月位をさだめ給ふ世をさること二年位をりき

聖徳太子ちゝ天皇を相

給ひてあくるとし聖徳太子ちゝ天皇を相

給ひて政をよくもれわかり給ふ御ことさせ

給ひてはぎわかりて此月に父御門はわづらひ

給ひて太子よりはじめたてまつりて

大臣以下三宝をあがめ給ふ御門

世に仏まします事を信じ給ひて寺屋いとなみ給ふ

仏法に帰依し給ふ国の神を

をがみ給ふ物部大臣と申お花ぐれ大臣いとゞ仏事を信じ給ひて

あがめ給ふ国つゝもしたがひ申きれつゝ大臣のこゝ

ちさゝひ給ひ仏法と内裏に申しられば

太子おかきふよりてひ給ひ乃大臣の子をこ

ろ滅とるゝ三宝の妙理を人ゝ多くなく

見ぐりがゝりをもちゐ申ゝ大臣

仏法を信じたくまつるいとかしこき事也と

の給ひしを寺屋おかきふ物ゝとくはゝたりき

太子人ゝよの信をく守屋因果をたゝずていま

はうひかんに次々にくれしきるを也とれ給ひしを人あり
てもりやにつげしらせしかば守屋はらだちいかりをなし
寺をやきほとけをうつめはなちくるしめしわざありとぞきこえし
事きこえしく太子これをいかりて守屋をうち
たまはんとてあつまり給ひし 秋七月九日
帝うせ給ひしつぎ七月に太子らがれ大臣と伴
にもりやをせめしかば守屋いくさをおこしてむかひ給ふ守屋
がかたのいくさつよくしてしばしば太子のかたの
いくさおそれてしりぞきしを見まして志りぞかんとす
其時に太子大誓願をおこしぬるでの木をとりて
四天王をきざみ出しまつりていくさのさきにたて

出しまつりていのりをかけまつりしかば守屋の矢は四天王のよ
あたり給ふところなり太子の給はせてくこゝろみ給ひしてい
させしめ給ひしかば その矢守屋がむねにあたりて
たちどころに命を失ひ秦河勝おとしてくびをとら
しめ給ふ守屋がいゑしはそぞれ大臣のめしつかひ侍り
しかれどその妻れはわりてくとて守屋いちぞくを殊
ゆるすまじとぞ寺財の人民あへりしわくさしかる守屋と
いおしく御わらしやめりとぞ赤檮とぞ申侍りし
水田一万頃をたまはんせ給ひしかくて太子天王寺
をばはじめてたてしめれしなり

第卅四 崇峻天皇 五年崩 年七十二 葬大和國倉橋山岡陵

次に法つ崇峻天皇とゆき欽明天皇乃第十二の皇
子に母稲目大臣の女小姉君姫也丁未の年八月二日位
よつき治ふに年六十七世とをり治ふ六年位よ
ほさ治ふくわく敬年九月四門聖法太子とをび
きそまりく法ゆく人を相ぐ王を相しふと
の治ひうで太子めでくれたりすく但ようこの
よに命たあめぬくかんうをせ相ぐ治
たうぐん人を立の中にいまうせ治すに也
中治ひうで四門かりを見くの治ふぐと位
うれしたをあり紀ぐ沖眼をつぬあるを見い
傷害の相りとゆ治ひかぐ四門に鏡すてん紀

初ふゆ治ふおくふれたうゆかぐ初ぐさよ
れぐつさをそをりしあくてをふくく
よに門乃沖相いにさの世れに中だうるべき
治年ゆあうびくその紀元二年とゆ十一月よ
をを子に年十九まて元服ひす五年とゆ二
月よに つをの初やふををよのくゆうくをれ大食う
ちまをくくとに月きまたりあはつ月ちう
かぐり仏法をあぐひうやうのれどを心多ぐしかう沢
ゆうぐをべさをのくまひしかぐををに位さをとをの
ぐさまふへとゆ治ひ祝よ十月よ人乃井れ
をくをたくまりをりしと四門に紀ていに月う

ねのくびをきりおとしてふこうの人を
多ちうしゐ奉りたるに世しうだたるはなは
はだつきおひく世中の大事この内のごとくなり
てぞいでくべきとくかいに内密をたるひと人
くよ禄(ろく)多くつかせなどしてくふ内のおきをつる
こと程なくちうしゐかくかくひおもとれはひ
宋んちうげ大臣の門客(ゆうきゃく)はかくはるをんの給ひはか
せかくうけまで多くの給ふまうとおのひて
ひつとしおひそまつくむくはりて東漢駒(やまのあやこま)云
人をかくひて十月三日ふをとうるひ多く
まつりまえ文乃中は人はぐつきさはぎをろがれ

大臣その人とくくさせばば人くくはたの大臣乃
ちぎふそくちうてきうくおいふ人をりたる大臣
駒を賞(しゃう)じて世ちくの物をせくうが家の中
よ女房などのおりおとはぐかりかうをあ入(いれ)ようもせ
くせさせ一ゐよ大臣のひむすめを思ひくおりしき
大臣このよをせくおきさいりてかくをとりて木
ようけうく多づくこれをいきおんぢをうるるぬを
おちくに門をうをひまりおくいひてやをと
おちくかで弱さけびくるれその時よ大臣のをを
きりさんうとくいふををうををうををうくいむ
しかで大臣はいりくりくんをとりてて

らせ給ひかくべくときりくま大臣乃かんあしきるゆへよ
く世名よむつまやしうり

第卅五　推古天皇　年七十三

次名御門推古天皇と申き　三十六年崩　葬二磯長山田陵一　欽明天皇乃御女御母
稲目大臣女蘇我小姉君姫也　壬子年十二月八日位
よつき給ふ御とし三十八　世をたもつ事三十
六年　位よつき給ひてあくる年九月よ御門御弟
の女人御かりんよ施とりとぃ世のまつりごとを聖徳
太子よまかせ給へと申給ひしかば世の人かしこく思
しておき太子をこの時よ太子とは立給ひてよのま
つりごとは給ひし也　そのつぎ年皇子と申

志かせてたいそかうや事かきとはさせけくも太子よい
ゃ給りつるまゝり給ふし六年と申し四月の太子かく
き馬をもとめしめ給ひしよかひのくにより黒き
乃足の四つ白きが出きてまいりけれ太子たかく此馬の
中よりも也とえらひ出して九月よ此馬よのり給
ひて雲の中よ入く東とりしあまおりしよ麿と云ふ
人ひとりぞ此馬の右乃方よせりつきて雲よ入りし
ときみる人おどろきあさみ給ふし給よ三日あり
く帰りさまひてしなのむすかのみゆく嶋ぐおさめ
よいたりて志かのくま二へ出まりて帰りきたれりと
の給ひき　十一年と申し十二月よ太子乃かうち給ふ名を

し佛像をおがみたてまつるべきと
のおほせしを蔡河陽をこえいでゝ十あまり
ばかりまでをくりとゞけてをはく聚
てをへぬそのゝちなをでゝとゞまりいと
のうりまさる也佛い法勅をうけ給はり十
四年をすゝしに七月の四日をもて勝鬘経講
したまへとおほせしかばゆゝしかりし太子師の
て三日講じ給ひきそれより後僧のおごりに
ゝたをせしめたりし事也おこれるのふる聽
聞して作り来たるく法師をあつめたゝ
その後のあがさ二三尺ばかりなる金をもつて

しあがまゝかりしかばそのゝち御門その年の寺を
しそ給ひきいまの世にのこれり十五年と
ゝし月日を法門より給はるく昔もちそまつ聚
し經をあがりしの衛山をあがりしかば海をこり
よせてまりく山ゝにもれる波のごとくにふる
ぬあくせんをかをひて小野のゝこと七月をを
あへぬ作りきあくあるやゝ月をいもこ二をよ
ちをは法花經をもてきくもりまし九月よをみいり
ゝの乃文殊菩薩のく入給ひくく七日七夜出給ひし八
日をいふあしたにはまくかゝふ一巻の經あり太子
のをはいくく山法をんをがはしをはしの世をおがみ

位めくばりまたいりこがりてきこれるをもてが
皇子の御はかは北陸より三十四万もどめり世ふひつま
ゐ理はは仏文字なりとかいしの法をしは廿九年二月廿二
日をもうせ法ひすき四年四十九なり四門をはじめ
きそまつりく一天下の人父母をうしなひ多ほがぐ
ごくようなりむと形しきはるたふの法ゆ万が
一とり作り事あるくしもとはぐそくもりをを
きどもめぐらはかいられ人ようり法へれどもうり
くしとりなりはは左ようふはるざるまつりがくれ
よりくるきふりてなげく仏法乃名ときぬ男
ようぐはくまし天笠をりを法ようよ仏法つく

つりく三百年とりしふ百済国より法さりりて百
年ありてぐはのはへるくりを法へつりをたとき太子
乃はちくふあくざりせは守屋ぐ邪見ぐは国を
人をもくぐ物くまし二十四年とり六月より大
宮ありく作りき

才世六

## 舒明天皇

十三年崩
葬二押坂内陵一

沙なはは門舒明天皇とり敏達天皇はは子に
彦人大兄とり皇子乃はは子なりは母敏達天皇の
ひむをめ糠手姫なりは法ちはのうち乃年二月四日
位の門きは法ふ法年四十七世をとりは法ふ年十三年
なり三年とりふりう玄弊三蔵もりりり

天皇へわらたまふとうあくあり行なり

第卅七 皇極天皇 治三年

次乃法門皇極天皇と申し奉敏達天皇の皇子おう
ちまた舒明天皇乃后なりおくさ河母欽明
天皇乃御むすめごよ吉備姫と申奉り壬寅
年正月十五日位小法きさ行ふ世をさり治ふ三年
女帝よれたちまた七月よ世中日でりして旱く
ひさりしかりしかどもうれたるしゆるふかし
大臣蝦夷と申しはうがれ馬子大臣乃子なり代事を
なげきて兄弟うかつとうらく行ひしかども
なほ天下しかりきく八月よかりてはつ河上り

約束しはひく写方とあつ見大よあふぎて行むし
法ひしかどうらまれ神なりあくてりて五日を
面さ世中うれかとり百穀ゆさうかりさ見ずく
行ふ一年乃十一月十一日そうた蝦夷乃大臣乃子入鹿
ろ乃はうとうふすもかろ聖徳太子乃はうむ
まごかう人とうかむ世をくまりてきいくさを
おこうていりの御ゆれ文とかこんくせあるさてまつり
よ太子乃はふ大兄王と申しけるの骨とり
てはうのおりしかるをきてうれいかげていこ河
山よ入法へ乃しにいるぐいき火とうるりくんの
りはう文とやきてもくの中をんしよ拾れわ〇乃美

おきと大兄王のりと血ひしくゆりすきは大兄王六
日とのひ一まおの所より御ゆりきとり法ひて加ゆを
ゆげとりうひ法ひ一とて燈雲よりあがりとちち
仙人天人のかとりあるいひしく西より向て飛さり来る
まき光をとるり空より樂のこゑきこえ一うば色
をえきし人ハけるふ礼拝をかきいるかぐち、
乃大臣おまを空く飛空くしてたゑれ出のちゆう
しるひきて中もりまりまりしく世よあるべ
かりけ驚歌ゆりき二年とし一月より天智天
皇の中大兄王子とし法興寺のてまりとあを
ばゆひ一夜ゆ御くの乃のまりのぼきてありく

ゆりを鎌足乃とりて共にまりを法へりを王
子うれしきとふおぼしてを附りあひるを
よおぼすの家へとそなるく笑あるもとそまり
乃ふをひて共出を傍のりふまでを出門出一うを
を法ふりかを一よをりをあるき事もとれさ
夜のおとのへよ出くるおとを十月より大臣振家を
子を入廉家をはとりく内裏れおとくよ玄門より
ひく我子とりをとられ王子とるつ家紀わ十人
のついをの男よをとるとへくを入よいとくかを立とるを
さりをかくてむとくへよ世の政をとれるがとくくる
乃一かを出門入廉をとうしかりんの四人りよきを

天智天皇のみまくに皇子中臣のもれるゞくこの
事をはんのうちのおがみ立てかゞも四天のまく
のゝごゝひとゝ紙にかゝ祈之皇子
とすめあてまつりく蘇我宿禰山田石川麿の女
をかりうめふあてせたくまつりて山ゆをはりに
むき深之殿をたてゝ丈六の釋迦佛の像を殿
したくまつりきいとの山階寺の金堂のたてゝ
酒をこの佛のかり六月の朔日大極殿のおほひ
あ入座をめしき入座のゝ人のくまつりぬ
人のいとうすがひくする物のやとりとらにくな
むけゝとう深之ふとなりたるこゝたりの
ひるゝ法ひくやうをせく法ふをへ法ひつ兵
後十二門をさゝかくめて山田石川丸すそ新羅篠石淵
ふのこ韓の表をよませしめ法ひゝ石川丸こゝゆを
はりに法ふをんのうちよとゞ恐ありひきなるや為る
むあるのゝ法くえをすびりふけまい入座のるれ
むかくをゞとそれ仕るぞく問ゝうだ山つるちゞけき
たてまつるこゝ巡四ひくへりかゝまるふかくているが
くびをきりべきふくゝのかをそれゆを彩をする人ふき
るのゝをゞ為もあせをるがゝてゝうざゝうた
皇子そのひりとあひぐゝ法もく入座ぐまへすみより
てを人をゝてかくをきゝせめ法ひつ入座れぐうき

ぜうちさうぶ〜ふ入道ときりつ入庵市門はかりていにく
わとなふぶるのほうとうのふゆと三日ほどにそおすま
をうけて面〜んとうき四門おきふ程ぶ天狗
ひくいつれうゆそし四位ひ〜かど王子いぐいおう
くの王子とうすひ出門のけ〜ゆ井とかくゆ寺た
てきう〜ひとすを中狗ひ〜かど四つきうてうう〜
入狗ひまき山狗りつ井よいぬかぐくむときりうきて
のけう入庵がかなひとを父乃大臣よをとをせ〜うぐ大
臣おほきふいりうくん門うう命とほうぐて大鬼道に
墮てうぐ九一門時の程よはうびう せうぶないの四月そ
なぐくけふ但馬国よりきゆきなれ女子とうう

きりきそれ子麻ふうあるぶ程よ俄り鷲
いてきうりて子をとりて赤とりて光うぬ父母
泣ふれ〜めどゆき方をうべ其後八年ふりよ
うれ又むとのゆうりありうく丹後国ゆうそやれ
子家かめ乃ふ〜いうと井ふ程ぶく水とくむこの屋
どれる男井れとふてあ〜とのうむくたうう程ふ
その村乃ゆうもういぐもきうあつまりて水とくむとそ
ありはう九乃ふうのくくなりつ程ぶとうぐひ九く
げもとうれ〜ぐ〜むう程よ山めれうぐ〜ぐもとの
きいふれくむのこ〜ぐ〜いぐふもうとびゆう
せうはいうべ狗ふと南ふうふ〜ぐめれうふゆ程ぶ山

なくりて皇子つかまつりぬ男家ぬしははしめはさらい
をましれくものこしと申ありけるはいはれなり
ぞくらへど家あるじなれどもその月日をは林なり
のぼりて御かしよ鶴わきれたまひきをとりて西をさして
よりきたりて東をさしおほしいまさくまうしけるよかかりんと
せし頃に此事なくらひかくかし蛇の子ものなり
ありつき恐くくひさりき秋ちぎれなくしてともへて
生れけるにによりてせられ御しまゐさてかくて
ありけるなりしときくて秋子れ絶えられ
同し月日也此事はきくよあさ御し給えておれ
かわしむてわかこといふ事をしりまた人の命なるき

をあまりさかさ御しを侍る事なりて

## 第卅八 孝徳天皇

白雉五年十月十日崩　治十年
葬ニ河内国大坂磯ノ長ノ陵」

次の御門孝徳天皇と申しは皇極天皇の御弟御母欽明
天皇の御孫吉備(きび)姫也乙巳(きのとのみ)歳六月十四日位につき給ふ
世をしり給ふ事十年也皇極天皇は位をとらず御子
天智天皇はいまだ皇子と申しに譲(ゆづり)まゐらせてまつる
むくの給ひしを皇子あるべきおもふよし給ひ給
ひて鎌足(かまたり)よ仰つかはすをあんの給はせつるといひ
あらせ給ひし鎌足は御門の御子御をとどれ皇子は
あらそひてまつりくゆりでうそれさせ位とれぎ給ふ
なき世は人のうけ申さんともありがたく侍る

しと申されしかば是こそ[illegible]
なれとあれば[illegible]申されしかば
ばりにてまつり給ひしを山門の僧
徒ら[illegible]たくまつられ
にて出家して吉野山に入給ひ[illegible]
あるべきよかくしたくまつり給ひ
山門の僧よ[illegible]ひしかりをくて[illegible]つかよ
僧よりぞ[illegible]肉[illegible]はじめて[illegible]大
化二年に道登とつかし[illegible]宇治橋[illegible]
きりし也山門に元興寺に智光頼光とふ二人
の僧ありきに[illegible]回而[illegible]頼光

為[illegible]なくまさ人にあひて[illegible]
事もれし角ぐいさづ[illegible]て月日をくり[illegible]智
光あやしく見とをして[illegible]
[illegible]
年と[illegible]智光頼光年来の友
[illegible]
なく[illegible]
[illegible]
あり不[illegible]佛[illegible]
[illegible]
[illegible]

極楽なり海あれば海ありとは生れうまれたる
なり海のあるべきなれば海ありとは
智光もれ浄土を願ふ人は
光海はせりをこそひ
よりぐまにしたいふ智光
したいぐりに
形光いでゝ知
極楽にしまれんをいと
ものをすてゝ
相好浄土の荘厳を観
ふむ

なて浄土へまいるべき
智光きゝて
往生をねがはゝ
とく智光
佛を禮拝
佛の相好浄土の荘厳
在厳
紀ず
きるこゝろ
ひさ智光

なて浄土へまいるべき祈のいまだ
智光きゝて
往生をねがはゝ
とく智光
佛を禮拝
佛の相好浄土の荘厳
在厳
紀ず
きるこゝろ
ひさ智光

かくせて朝夕あれと願じてほけよ極楽のまいりもさかるれば仏道いそぐのよろこぶなりの

第卅九 齊明天皇 治七年 年六十八 葬越智大間陵

次のぢつ斉明天皇とやきたれ皇極天皇とやし女帝の又うつきぢへうりし乙卯九年正月二日位よりはさぢふ世をたりぢへうふ七年なり二年と申しふ鎌足病とけく久しくなりぢひしうば法門なきふなげうをぢ百済国よりきたりし尼法明と山ひし維摩経とよくておの病をいのひしやしかぢは門おはきふよりもこび法をき法明仏法とよみしまをれうり鎌足のの病をこうり

行ひしれはくあくるのやし山階寺とそこく維摩會と始ぢひしなり七月よ智通智達とふ僧なりして玄奘三蔵よ法相宗とぢはくへかくきをぢひしなり山ぢは義完と山ふ僧ありき百済国よりきたれる人なりなとの百済寺よあんをみぢはしもちふ恵義とふ僧ありきを取りてなりふ出く義寛がある而とよりて人をぢむりうちふひりとこるとり恵義あやしく思ひくひそうにまとのうをとやふりてうれば義完法とよくけるのようむりとるとるなり恵義ぢはさまりしを思ひくあくるのあんをかうぢはし義

定すべかりしときに伊勢しらは ひと筋心法と
ようたくまつりく百反ばかりの宮しるめと見
あけくむつのうちとをしめぐりの屋ぐてさき
らふをくて庭のあるふんえしばかりの事
あるや思ひてむろと寺おちちと見めぐりて帰
るるしうびもやのごとくかべたらばうもうぐう
しかぐむろのゆうのゆふかてきき心法とうて
まつりしよりはきまあるはりぼうぐ屋ぐてもなく成
ぬるれは般若のやしきなりとなんやしく心
万法られむなりと思ひて観念のつうけるとお
ぼえくあるれよ仏ものの事なり

第四十 天智天皇 治十年崩 葬山城国山科北陵

次の内門天智天皇とぞきき舒明天皇皇子
母斉明天皇也孝徳天皇位よりさき位ひ日東
宮よりさきひさき壬戌のとしの正月宮位よりさき位ふ
世をさりぬる十年の夏七年とぞしる七月十三日
鎌足内大臣なりぬふ山内大臣と
いふぬきはいでさしの中臣とぞ藤
原とたのりせき大織冠とぞ
ぬいちまいるるしばかりぐれが西ちをなりぬ
初しとぞ内門位年しぬひく塔をとく事
あるばのくまのせとぞ仏ものとぞ大臣いまいう

きりよ行りとうい中行りへさこ中法ひ一とき
ひしめて西門御濱よりせびてうつ勢ひまして
西とく法京之又大臣乃家よりて法乃世をと
てけきしくれ西門のかうしかりかとも大
臣のいさにたぶへさ人ゆうかるしれひうかく
さうがくゆうのうたのうしはぎくう法門大臣乃
末をめぐんくやしおうつ乃恩をるるしひむ乃ぐと
の法乃せて太政大臣よあげをてまつり法ふより位
法ふとその法乃人中あひやうしかどもひいきう
うふをゆ法ぐうきうきう内大臣よ成法ふと太政大臣こ
を元ゆ事ぞとよりあひ寄りしるり十六日乃

法井よう也法ひうき法門ゆげきうれ乃ひ法ふ事
ぬきうるるしけきふ中法ゆ西つと王子とと中
大臣よいまぐ位ゆきくゆをせしよ西くゆうくう
てまつり法へつとしはうれかうしゆんをれのち位
はき法ひてをゆうよりうをうるるゆ西ふをを
れ法しかよりう法へるよ西年はれのいまいゆぐは
るどかゆうしなくさもへきををあうしはうしゆ中
ゆようろいゆうを法ひしゆ事よ西をを行りつぐ
くゆよげかおくりうと西門乃西のうりをしうを法
を法りしるを也大臣いと大中臣義氣子卿のあに
たんと十年とゆしゆ月五日西つの西子よ大友王子

とゝ申しを左政大臣よりの御ひき出
五ゐそなり給ひし御文ども立給ふべきりを
西門院をとゝ奉れ東宮をそなたにまゐらせかゝつく
なり給へりしふして九月より門院いるゝ御ばかり
きしかど東宮をとゝ奉てまつりくるゝ病おも
くなりしかどいとゝ信ゆづりをして西つりてんの御
つせしかど東宮あるべき事ゆゑ御方病気
ゆり后宮の位を譲をてまつり給ひく大炊乃太
政大臣と摂政し給ふべきうれ門院ゆゝあ
よ仏道ををこなりんゝ申給ひく厚てかゝべをそ
まして吉野山よりり給ひされて十月ゝ大伴太
政大臣東宮を立給ひし十二月二日御門院馬り
をてまつりくゝ山ゝ御ゆゝ入く
うせ給ひぬれつくよりゝすゝ
ゝつのおちゝりゝと乃ゝ給はあたくまつりし

治十五年崩年
葬大和国檜隈大内陵

第四十一 天武天皇

次乃乃ゝ天武天皇ゝ申奉き舒明天皇の第三の
西子御母斉明天皇ゝ天智天皇の世七年二月ゝ
東宮ゝ申ゝ給ふ癸酉九月ゝ二月廿七日位ゝ付き
給ふ世をゝり給ふ十六年也おんぐうゝ御り
きてい位をつぎ給ふ又ゝとくして
位き給ひしゝ世を給ひしゝ天智天皇

乃ぢの中ゝ戸作りぬ天智天皇十二月二日うせさ
ぬ後ひ[illegible]かぐ田宮大友王子位をたぐ給ひて
あくるとし[illegible]宮のかとおのの門とうぐひたまつり
出家してすり髪[illegible]入給ひ[illegible]を石窟の
大臣ものとをつとめて吉野の文をう
こんとてまつりしかけりうり給ひ山ゆりき
あくまれんのたりれもの天智天皇の足代を
ゆくてんもとして人夫とも数のすゑれつい物の
ぐをとちてまつりぐ[illegible]仕ぐでさるゆさう
まうんあくきれおとふりゝ[illegible]給ひ[illegible]ものをこうと
仕りへきようこれ文をかげうり給ひぐいあり

かりあんとつを戸人ありうふこの京うりやまとの
京までとちつくまうんかはらを拾をて給くまりゝ
めゆりかぐ戸人もありうきく大伴皇子のはめきこ
乃ぢ門乃御むもめりゝ[illegible]は足そうふこの事れの
まき海を西消息まそ使ぐ戸給へうり吉野の文
ゆい位をゆづり世をのぐ御ゆゆい病をはく給む
命をとりうんをあをこうう思ひつるまおりいげか
ゆ釈為をうゝかゝ足かゝむはいぐうちとけ
てもありへきとれぐて皇子のうちをひさぐゝ
まつりく拾ものり給をすゝて東の方色入
給ひゝうちゆ賜大養大伴ゝひものあむ

せてまつりく馬よりせさてまつりくき又衣冠を
あしのせたくはつりくはりはるかに二人ものこ
とを共修人女十修人ぶ法させてまつりし
花の日勉田といふおとつきをうしかう人
共修人たくびきそまつりき又ひはせうる
馬共迎げりあもたまつりうらとそのりねと
たつすたくかちかくはもまねふ人をれの
せ法ひく取りはりいぶ此国おりは法あ
国に軍あまきたくびりをあひてまつりとあひて
あくはは日伊場のくふねをはねてあまてる出神とね
したくまつり法ひき国の寺五百人のいくさとな

らてたぐかたをとかくあ大伴皇子三千人のいく
さ法ひきみて姉とのせきとかくしは門ねとあよ
たらてふくれいくさ法ひこ法ひかはもの
うせすとたくすふくて六七月日より下くみて
大友王子とたくかひ法ふ共一日かせくにあう法
しふ大友王子左右大臣あひまふ橋乃西り陣と
たりくをくかふあるくさのいくさ雲霞たくく
まてうせすをたくはやのくぶなり雨のごとく
ふつつ程よ皇子たくのいくさやふまて皇子も大
臣をたぐふ命とのるもてく山よ入さ二十三日り
皇子うつ法井よ京をうしあひてうば共六日

まぞうたくびをおしてぬるとはえをまつりし
廿七日は右大臣さろさんれたまはれるよ
りの人くはみとかるゆのかはくはりき屋ゐて
七日ぞいくさにちうとをうれはる人くはうさ位
ゐりを給せ一門い皇子はをゐしもおりせ
う人は出ろふてもれたうせ
たるゐ海ぞうはくく
ふたりしをあがちう
内のり給ひしもの給ひもうけ給ふりは
しうはるめき八月廿よ日門野上おようつり
給ひちふはてより見りめるすあれあり
きれをそまつりしは寿号を朱雀元年わらぞ

中はるしあくふやうしは七月は伊豆より出る
さしをそまつりうで朱雀とふ寿号を
白鳳とうかつれすしこ三月はかるてふそ
めて一切経をかつめひさ九年十一月ふ
石文の病ふりく薬師でをたくさせ給ひ
なり十二年申しふ市門もいなしびかり
すてあををけめたくまつりく百官大安寺
は面でく西門はるかりて法ををとなりんくお
びをのあるをはさしうげ給ひてやるんや
をせをひ宝葉のりをを二年は命をのべそ
はは給へ仏教をとげさせたくまつんくわゆし

よ市門は家よ法命のむ法ふ一はらんぎ〜れく
ゆ病とこたく世法ひゆ三年のうむぐ仏式
あ〜り〜位とうつて　なかのごく位たく
ま門ち法ひき十四年と市〜十月廿二百てん
らんとくたらぐれ星れ初門ゆ四九ごく
法り戌十五年と申し　やまとのくふうあり記
きぐと百てまつもり戌朱鳥元年と年号
とうてれ年あく年大伴皇子九ゆ又の法法
形を法〜ゆうく二井寺とつり法ひ〜り

第四十二　持統天皇　大宝二年十二月十日崩　年
葬大内陵天武同陵　此後火葬

次持統天皇と市き　天智天皇乃第二市女

天武天皇乃后也市母山田の大法石川麻呂女鵜野讃良

丁亥乃年を元年とし　て第四代の位ゆつ記法

て世とゆと法ふ十年乃り七年と市〜四月

ゆで端ゆ八はぐまり法り十女と市〜た位

とさり法ひく太上天皇と市き

第四十三　文武天皇　慶雲四年崩　年廿五
葬大和国檜前安昌国上陵

次乃門文武天皇と市き　天武天皇乃第子ゆ草壁の

皇子と市〜皇子九第二子母元明天皇なり丁酉九

ゆ〜月一日位ゆ法き法ふ市年十五世と市法ふ

年十一年三年と市〜　月ゆ假法者と伊豆の

国へなぐ法り〜てき　その法者を大和ゆの人也

むろくねとるくしゐゆうこ三貴とのふ行く世二とれ
三年より出づるきゝ山よりかて三年修まり
祈りのうちときねとしてゝ行のことひねゝ家
孔雀の神呪をそもうちくはりくはんとはぜこ
しきく虫々の雲ゝ雲て仙家にいう異神をたうひ
て水をとゝせたき水をとゝ入てけゝ出づき
乃らゆふいて指とわさせてこの異神ごふいひ
しはるくいとかとこびくけづりせてのく
くすぐふわゝはじめゝ祈者四せかぐう
て引るとそぐかうちとあゝいてゝ後ゝ祈ゝ
しをひとゝかぬ此神ゝ見わくきこ

とをとゝくかとくゝよゝくゝごろわゝ修ゝ
かゝ行者いりて神呪をもちくはひとゝ此
神をこゝろくふ乃そこまなげいまてきを後
ひとゝかぬゝの神四門ちくゝ内ゝひ人よ
はゝてゝれい四つ内ゝあゝ犯人を指せ人と
そづひるものかり役行者人をかゝあけゝそゝ
所んとゝろ祈ゝ中ゝうゝ宣旨とゝゝて行
者とゝゝ使ゝ中ゝ行者ゝ光ゝ
ゝてゝふべきゝゝとをゝて使ゝひゆゝま
ゝくゝ行者の母とゝゝ
ゝゝゝゝゝ行者

まいりて伊豆の大師へいそぎつかうまつ
りむかいおわりやけよりさぐひとそまつりてその後よ
りかなたの峰の山よりしてをこなひき六月よりは門
丈六の仏像をたてまつりそまつりて仏師のく
りんとをもあるひしまうけ人ありしうで法門
大安寺より紀章ありて仏の御ちへよ掌をあとを取
形をたしをひくよりは仏師よりあむて以仏を
刻りたてまつりひとつ中分ひとつよ衣の内
三人の僧ありこのちの仏をはたりてそまつり
しい化人也又きたるべきふかくたなひとは仏師
まあひ行ものもなく仏をあつまはきあるべたな

ひとは僧師よあひ行ふもいでう筆あやまり
かくしむるべはさなくんかぐんを仏の出ありて
けてそのうつり行ってくん新とれしたなまつり行
色うけるふとあるは仏刻れるもあるすべて三
身具足しぎんをかくらとうは寂寞の御也
をかげとうかをを化身の相りをの中のきをと
釈ずりて法身の理りを功徳のすぐれをうを
まをうはあり形しをもき四門市爰さあ行ひ
三如来の内形よ應しい行ふ事とよりこび行ひて
如法きりかぐんと仏如ようけく五百人を仏を
祈ずて供養しをてまつり行ひきを実の功徳

とおぼえけるしるしにやありけむ山田ひとをとし
てきる人ありけるかぶかぶめでたきことなりけるん四年と
ゆ一二月より道昭和尚と申す人ありけるのうちより
かりうの光ちりくかうばしき事かぎりなし道昭
大安をとらびくさはうりとゆるやかにゆ事なし
ゆるすとゆるすへしとおぼえけるものゆひそといひて
ゆむりうの光いでくる事ゆ庭よりぐりくやひさし
くしてきひりかしとゆさりてのち道昭
縄床ゆ端坐して命をとりかりうば寸ゆ
とりてふりくうゆ骨をこしひとせゆ
ゆ風ゆきてきぐかゆくゆさうゆひてきく日

なゆ火葬いたれゆかんはぐまり侍りて五年ゆ
一二月ゆ和泉等中納言ゆなりゆひて屋ゆそのの
日大納言ゆなりゆひて屋ゆそれ月ゆ侍る
俊の約者伊豆国ゆ侍りし光一かへされく京ゆいりてのの
ちそくへとゆものがりて秋月を草庵ゆ毎ゆ屋ゆい
神ゆきて唐へゆうて侍りゆ紀ゆ侍りゆ
和とゆをれぐくして三年ゆ一度ゆりづくき山と
ゆぐれらねへとゆさうゆ侍ゆ迎ゆきくゆ侍ゆ
ゆ唐ゆくゆ光ゆ仙人ゆそゆくゆすゆりぐゆ
侍ゆ二月丁未日釋奠をはぐまゆとうけくゆ
侍りゆ光二月廿一日ゆ対馬ゆりうゆて銀をまゆう

せんとすれば大寶元年と年号をかさねたるわ
年号はあひ続かくのごとくまであえばかりふたゝび二
月とかしこ十月ぞ出ぬたり馬よのりてたの
のうちよりおりてふるまいやすくまうし四年と申
し丹後大拾殿乃西北樓のうへ慶雲元年
かゞ年号を慶雲とかへられぬき二年と申しよ
世中ものおこりくるしびて人なかりとうだ追難
といふ事いとゞ海内のうれなり

第四十四 元明天皇 養老五年十二月四日崩年六十一
葬大和国添上郡 椎山陵

次乃門元明天皇と申す天智天皇乃第四の姫安
内母蘇我大臣 山田石川麿れむすめ嬪姪娘也 帝い

文武天皇乃内母よりたゝます文武天皇いまゝ三
十まゝふをとゝび給いでうせ給ぬるとゝ御ゆ
いをのうりしゆ也 そこに聖武天皇いまゝいけ
ばくれたゝ御ゆ八歳なりしゝ也なりひ名さい乃
ちあて二三とても位よ御せ給ひ乃ち給ひ
ていさかりなりしかゝ内母とて位よ御せ
ゝひし也 聖武四年七月十七日位よ御せ給ひ四年
廿六世と申す御ふゆ七年乃ち五年正月十日よ武
蔵より銅どはじめくゝ出てまつりしゝ年号を和
銅とつけられぬ 二月ふ法師日右大臣よりの御四二
月六月よ新羅乃使者あくれ内とあひぐして参也

つかはしゝ百済國その使にあひ給ひき昔ち執政
の大臣たりあふ者ハ外にさかへ事也然れども此皇
乃むかしより給ひとあつかりしの給ひしかバ
仏をも座とさりて拝しまゐらせ給ひしくも文
座に供さて供へりは本國にてしも給ひのつかりて王
の御かたにかゝりてしも見ゆやうふきも参りさいはひ
ちかくてしきかり志るしなきにかくしてあなかしこあいはまんとえ
参らせまゐりぬ假にもなく事かざりけるしく中養
國王大臣もとよりしてかひく御つきひ給ふへさふ
しらせ給ひかくしかくしさむしきふ異國の人に一万人
患あむ給ふかさ事なりなしとゞ挿しつかさあし

同三年三月に難波より大和の平城の京へうつりたまひ
うつりて左右京の條坊をさだめ給ひきこれなりさ
きくを代々はこゝに見やこうつり給ひしかども
おとかしぬとばかり御代に不比等興福寺を
やましなよりならの京にうつして給ひき同六年
国々の郡の名をしるしくにぐにの物産の
数と目録とをさせしめ給ひき同七年十月維摩會を山
階寺よりうつしはじめ給ひ天皇の御會は九ところにて
おこなはるゝに其の中にてもをしへ四十二年までに
かりけり同八年九月二日位を御むすめ元
正天皇の氷高内親王にしきおえ給ひしにゆつり

たてまつりたまひき

第四十五　元正天皇　天平廿年四月二十一日　年六十九
葬ニ佐保山ノ陵ニ

次の御門元正天皇と申き。文武天皇のおなじはらのあね、元明天皇の御むすめなり。御母元明天皇位をさり給ひし時、聖武天皇を東宮と申ししかば位をつぎ給ふべかりしかども、をさなくおはしまししかば、元服し給ひては年十四になり給ひしかば位をゆづりまゐらせんとて、此御門にはまづとどめて譲りまうさせ給ひしなり。和銅八年九月三日位につき給ふ。御年三十五。その九年也、年号かはりて霊亀と申き。三年と申し九月に近江の国ににいでゆかり行幸ありき。そのゆゑは人の志らがかへりてくろくなり、きかぬ耳もきこえ、目もあきらかになり、かたちもわかくなりかへりなどしけるゆゑに、その水をあみて御覧じけるになん、まことにしるしありけるとて、十一月七日年号を養老と改めて、二年と申しに律令をえらびまゐらせ給ひき。同三年と申し二月に百官をそめして笏をもつ事はじまりし也。同四年八月三日不比等うせ給ひにき。九月に大隅日向の国のもの、おほやけにそむきて、かたくまつろはぬもありしかば、宇佐宮の禰宜宣旨をうけたまはりて、いくさをおこしてせめしたがへてきられと

ぶようされ文の詔宣しぶひくたくかひのあひぐ
たはくれ人とおもはせりおもしろ放生會とすべ
せものくゆのせしうたをよりはなはいとしげは
ゆりかり同五年八月二百九十六天皇もつとも
ゆ和法等のはたくゆ山階寺ゆ小圓堂をゆ建
ぶひさ同八年二月冒頭門位と示ゆ讓たてゆ
ぶり法ひしく太上天皇ゆ我

天平勝寶七年五月二日崩辛五十二
葬二佐保山陵

第四十六聖武天皇

次の代門聖武天皇とゆかき文武天皇の代子母石法
等ゆれ女皇太后宮の代子也書老八年二月冒位ゆ
はきぶふ代年世と世とゆかゆ世と年なり

年号を神亀とゆつくゆ二年とゆしゆもの
ゆりゆり枠ふのくゆとゆてきくもりき光より始
ゆく山ゆよいいぞきゆめしゆかり三年ゆ七月ゆ
太上天皇ゆかくゆばれりゆゆしゆ初ゆ月ぐゆ
法ゆの内ゆ東金堂をばたくぶひしゆりゆのゆ
行基菩薩やゆげきの橋と法ゆりくゆのゆ法令
をゆくけく供養しゆぶひ光ゆふゆにおゆかおて
なりれしゆゆゆ人ゆ月ゆりき四年とゆしゆ二月廿日
ゆつゆは供養せくれしゆ也約巻六流で孝妃ゆて
れたせしゆ天平九年七月ゆようゆんぐんいはぐまゆし
ゆり同六年四月十百ゆ光明皇后代母の橘氏の

ぬきめり山階寺のうちに西金堂とて殿ひき
同七年吉備の大臣を流ちつまこめられて日月を
ぬんじたりあまこと十日ばかり世中くをかりよ
くりはをとうかりめをなる日本國の人をこめ
てうへ殿ぶのようく秘術をもちく日月をかく殿
かりとりたれば山をへうる也同十二
年九月より太宰ぶ貳廣継と申し人を宇佐乃ふ
またを殿を人一万人の殿ハ物をかこうて乃りどと
かくゆけうそまつるんくはりをてまつるとふも
きこえく東人をふ人よくふくれいくさ一万七ふ
人をあむうして心情乃文より初ゆくたうちし也
よつうを殿十一月より西門伊勢太神宮より行幸し殿也
て山をとをわりとおしふ也月十日ふ肥前國まり門
ら九那よりく少弐をづまり殿ひし三乃りいの
ちぐえの文をて殿をまる殿同十二年六月戊寅日
秋京中の除くよいみをりて作りき同十四年十
一月より陸奥より黄金ゆりを作りき十四年十月十五
日あふくの信樂京まて東大寺れ大佛をたちぐ也
殿ひき同十七年八月廿三日より東大寺乃大佛殿産
をつきくめ殿ふ同十九年九月十九日大佛をいて
まり殿ふ同廿五日廿五日より陸奥よりちぐ九百あを
をくまりまり殿ふ日本國乃金ひそく殿中也

ようはべりまれるときあれば四月十八日より年
号を天平勝寶元年とかへらるるなりけるとも氏
年号いかなりて入りかはりすべき年代記などよいを
ばうさぶかり七月二日位をさりてはべりしかば
太上天皇とぞ申はべりしかば年五十よかりせばひしも

第四十七孝謙天皇

次の帝門孝謙天皇と申しき聖武天皇の御女法華寺
の御母光明皇后より御子にまします天平勝宝
元年七月二日位をさりはべりしかば年廿一世をたもちはべり
事十年也はべりしかども神
亀五年より御年二条の
位をさりはべりしかば天平勝寶元年十月廿四日
小東大寺の大佛とんでまりとりのぼれる年
の夜こがねの事ありしかば十月より八幡の
天きこえんしはべりしかば十二月より京に
うつりはべりしかばやがてうつり
ていとひそまりはべりしかば七月丁亥東大寺供養
ありしかば聖武天皇は太上天皇と
くはれしかば供養のあるせはべりしかば八幡のあるを
はじめ申さんとてくはべりしかば
たりはべりしかばかりの事ども也いとあ人
四月より東大寺の大佛をはすべきとぞ申

さてそのかのつらき世間の万傍を信じて信をさく
ぬつり沼ひまの今年ごろ道鏡うちへまりて
如意輪法とかこのひしの祈のやうくに門の沖
加ばえいでぎくはすじまうりうしゆぎの法皇と
ゆ〜しい仏人のり寒字二字ひらかや信をあるる
ゆづりさそまつのとくく太上天皇とも光

文政十丁亥五月二十一日

中村直衛